

令和7年9月6日

令和7年度 災害廃棄物対策推進シンポジウム

令和6年 能登半島地震における災害廃棄物処理について

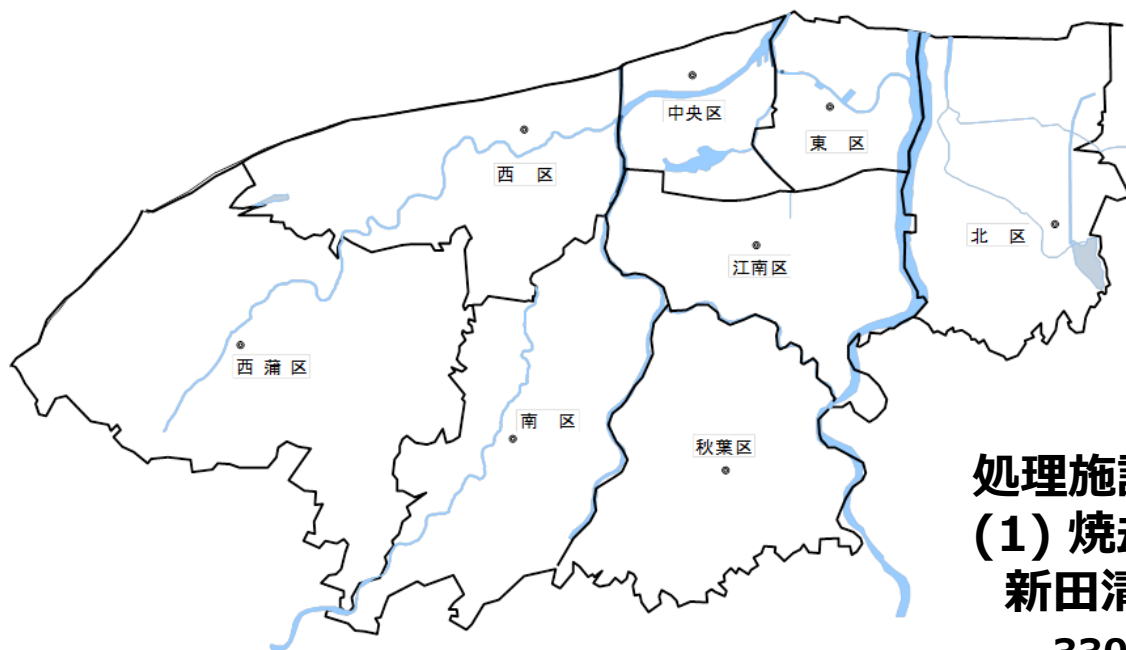
目次

1. 新潟市の概況
2. 地震概況
3. 被害状況
4. 各種支援制度の利用状況（抜粋①、②）
5. 環境部の対応状況 災害ごみの無料受入・石川県職員派遣
6. 環境部の対応状況 被災した家屋等の解体・撤去（公費解体）
 - 2 公費解体事業の流れ
 - 3 廃棄物処理の流れ
 - 4 廃棄物処理実績、課題
7. 公費解体事業の遅れとその対策
8. 公費解体事業 申請・解体状況
9. より大規模な災害に備えて

新潟市環境部循環社会推進課

参事・課長 堀内 正徳

1.新潟市の概況



新潟市 人口 R07.03.31 住民基本台帳

区	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積(Km ²)	人口密度(人)
北	69,752	30,062	107.48	649
東	130,366	62,473	38.56	3,381
中央	171,515	90,666	37.84	4,533
江南	67,272	28,670	75.42	892
秋葉	73,649	31,092	95.38	772
南	41,991	16,861	100.91	416
西	151,317	70,506	93.87	1,612
西蒲	52,206	21,032	176.53	296
合計	758,068	351,362	725.99	1,044

人口 758,068人
世帯数 351,362世帯
(令和7年3月31日 住民基本台帳)

面積 725.99km²

一人1日あたりごみ総排出量
922g (R6年度見込み)

処理施設

(1) 焼却施設

新田清掃センター ストーカ炉

330t/24h(110t×3炉)

亀田清掃センター 流動床炉

390t/24h(130t×3炉)

鎧潟クリーンセンター シャフト炉式ガス化熔融炉

120t/24h(60t×2炉)

豊栄環境センター ストーカ炉

130t/16h(40t×2炉+50t×1炉)

(2) 中間処理施設

新田清掃センター破砕施設

170t/5h

亀田清掃センター粗大ごみ処理施設

50t/5h

2. 地震概況

発生日時 2024年1月1日16:10

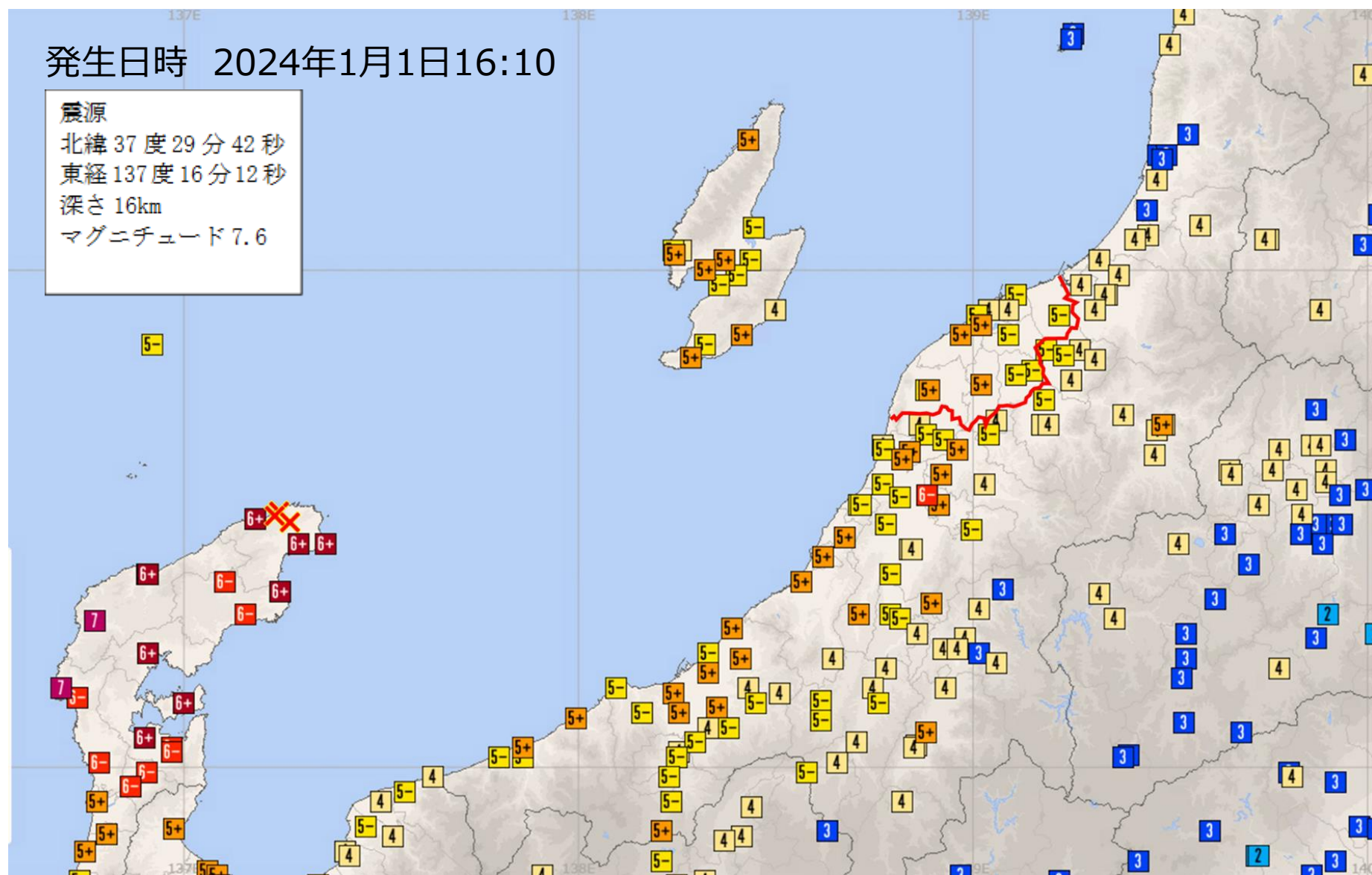
震源

北緯 37 度 29 分 42 秒

東経 137 度 16 分 12 秒

深さ 16km

マグニチュード 7.6



[illegible]

4

3. 被害状況 令和7年7月31日

(1) 人的被害の状況 単位：人 うち、()内は、新潟市分

新潟県全体 死者 6 (4)
重傷者 11 (7)
軽傷者 43 (21)

※死者は全て災害関連死

(2) 建物被害の状況 (棟)

令和6年能登半島地震による被害状況(令和7年7月31日現在、富山県は6月30日時点)

新潟県、富山県、石川県 発表資料

(様式は内閣府消防庁フォーマットによる)

人的・建物被害の状況

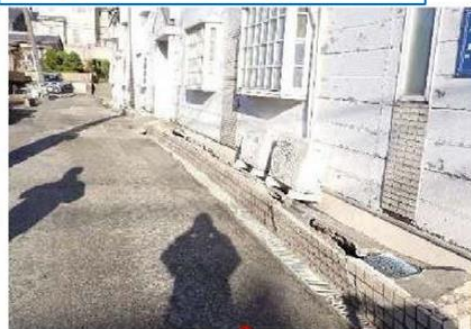
	住宅被害(棟)						非住家被害 (半壊以上)(棟)		公費解体対象 住宅被害の半 壊割合※(B)/ [(A)+(B)]
	全壊(A)	半壊(B)	一部損壊	床上浸水	床下浸水	計	公共建物	その他	
新潟県全体	111	4,147	20,875		14	25,147		68	97.4%
富山県全体(6/30)	258	808	21,748			22,814		1,217	75.8%
石川県全体	6,163	18,713	91,466	6	5	116,353	443	37,978	75.2%
新潟県新潟市	102	4,027	14,384			18,513			97.5%
富山県氷見市(6/30)	232	503	6,035			6,770		1,054	68.4%
石川県輪島市	2,311	3,971	4,347			10,629	199	11,709	63.2%
石川県珠洲市	1,756	2,105	1,746			5,607	71	6,636	54.5%

(1) 代表的な被害 (液状化による側方流動、地盤沈下・隆起)

【位置図】



沈下・不同沈下



写真①

公益社団法人
地盤工学会北陸支部
資料抜粋

沈下



写真②

【被害概要】

- 液状化による地盤変状（側方流動、地盤沈下・隆起）被害（道路・家屋）



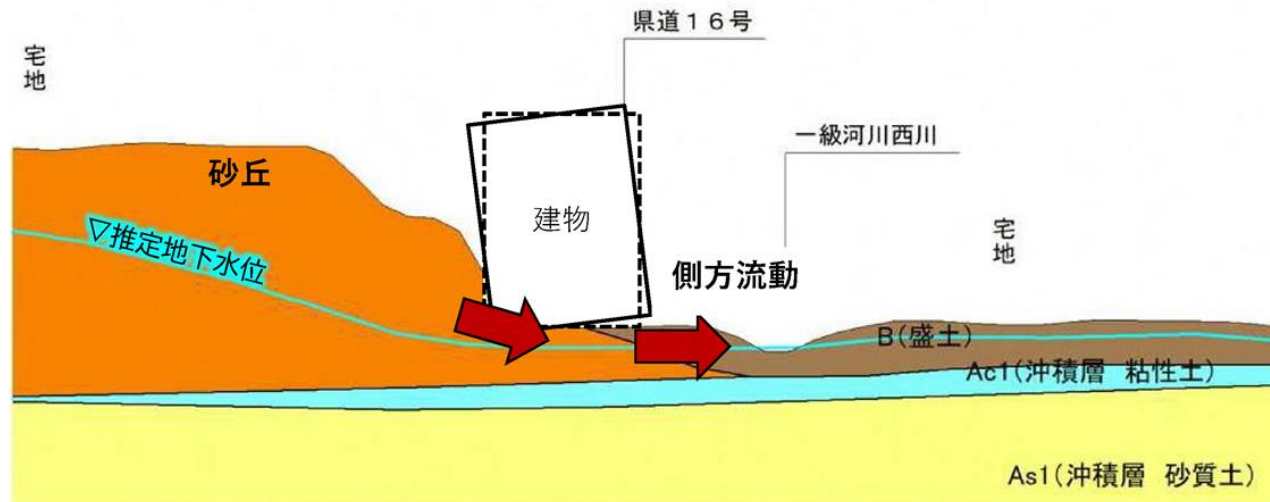
側方流動



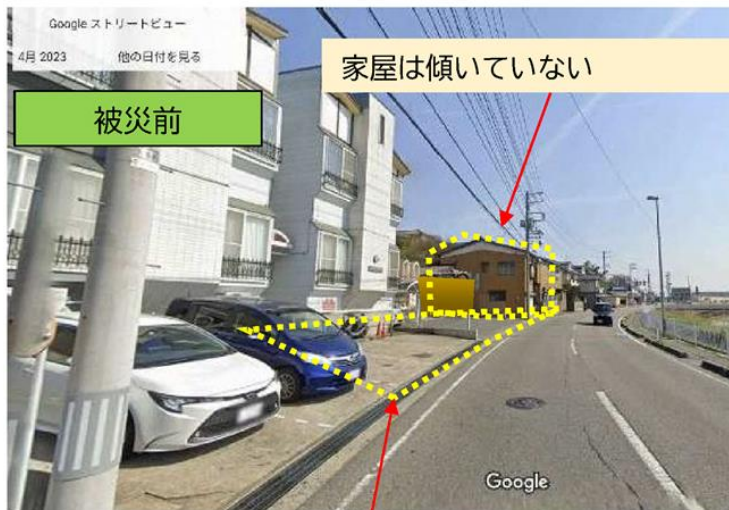
写真③

(2) 砂丘後背地の特徴 側方流動の発生

公益社団法人
地盤工学会北陸支部
資料抜粋



液状化による側方流動被害のイメージ



道路面へ段差なくつながっている

家屋全体が左側に傾斜している。
電柱は真っ直ぐに立っている。



駐車場全体が浮き上がり、側溝の蓋が立っている

4. 各種支援制度の利用状況（抜粋①） 令和6年12月31日現在

○支援金

➤ 被災者生活再建支援金 **福祉部担当**

被災者生活再建支援法等に基づく支援金が支給されます。
【半壊以上】

申請数 4,399件 利用率 96%

○減免関係

➤ 水道料金・下水道使用料の減免

地震により住宅被害を受けた方及び地震による漏水などで使用量の増加があった方に対し使用料が減免されます。
【一部損壊以上】

申請数 17,894件 利用率 93%

➤ 固定資産税・都市計画税の減免

災害による被害を受けた場合など、特別な事情がある場合に納める税額を減額します。【半壊以上】

申請数 4,232件 利用率 97%

○住宅関係

建築部担当

➤ 被災者住宅応急修理(国県)

住宅の日常生活に不可欠な最小限度の部分的な応急修理費用を上限額まで市が負担します。

【準半壊以上】

申請数 7,285件 利用率 72%（修理完了64%）

➤ 液状化等被害 住宅修繕支援

被災者住宅応急修理(国県)制度との併用が可能で住宅や敷地環境の修繕工事も対象とします。

【一部損壊以上】

申請数 10,675件 利用率 60%（修理完了70%）

➤ 液状化等被害 住宅建替・購入支援

液状化等による住宅被害の建物の建て替え・購入する方を支援します。

【中規模半壊以上】

申請数 189件 利用率 15%

➤ 液状化被災宅地等復旧支援(県市)

液状化被害を受けた宅地の復旧や、住宅基礎の傾斜修復などの工事を支援します。

【原則準半壊以上】

申請数 332件 利用率 3%

4. 各種支援制度の利用状況（抜粋②） 令和6年12月31日現在

○住宅関係

建築部担当

➤ 賃貸型応急住宅(みなし仮設)

民間賃貸住宅を活用して、賃貸型の応急住宅を供与します。

【半壊以上】

入居数 277件

➤ 市営住宅

市営住宅に一時的に無償で入居することができます。

【半壊以上又は応急危険度判定で「危険」の方】

入居数 24件

環境部担当

➤ 被災した家屋等の解体・撤去

被災した家屋等の解体等を所有者の申請に基づき市が代わって実施(公費解体)します。

【半壊以上】

12/27受付終了

申請数 1,031件 (うち費用償還 91件)

別途 仮申請22件

➤ 災害援護資金貸付

半壊以上もしくは家財に価額の3分の1以上の被害があり、一定の所得に満たない世帯に対し、資金を貸付けます。

【半壊以上】

申請数 109件

○ブロック塀・私道

➤ 被災ブロック塀等撤去工事補助事業

危険な状態となったブロック塀等の撤去工事費を対象に3分の2を補助(上限20万円)します。

申請数 885件

➤ 私道災害復旧支援制度

緊急車両の乗り入れなど日常生活の根幹を支えている私道の原形復旧工事について全額支援します。

申請数 429件

○その他

➤ 被災者転居費支援

建築部担当

応急住宅などへの転居に係る引越費用に対し支援します。【半壊以上】

申請数 502件

➤ 市民税・県民税の減免

災害による被害を受けた場合など、特別な事情がある場合に納める税額を減額します。

申請数 376件

5. 環境部の対応状況 災害ごみの無料受入・石川県職員派遣

(1) 災害ごみの自己搬入無料受入 R07.06月末現在

(1/4から実施、12/31終了、以降公費解体対象者のみ減免)

地震により破損した家財道具等を自己搬入した際の、ごみ処理手数料を無料で受入。

R7年6月 自己搬入ごみ搬入量(災害減免分)

月	家庭系		区建設課搬入 (液状化土砂)		ボランティア		清掃事務所		合計(減免)	
	台	重量Kg	台	重量Kg	台	重量Kg	台	重量Kg	台	重量Kg
R6.1月合計	5,814	1,809,260	633	2,635,120	45	40,470	3	620	6,495	4,485,470
R6.2月合計	4,185	1,250,480	125	843,850	1	1,360	35	49,250	4,346	2,144,940
R6.3月合計	3,747	624,480	37	160,460	1	120	6	7490	3,791	792,550
R6.4月合計	2,616	335,430	8	16,450					2,624	351,880
R6.5月合計	1,765	234,770					3	8,320	1,768	243,090
R6.6月合計	1,026	102,650							1,026	102,650
R6.7月合計	826	112,810					1	80	827	112,890
R6.8月合計	817	86,990							817	86,990
R6.9月合計	1,057	101,260							1,057	101,260
R6.10月合	399	52,090							399	52,090
R6.11月合	271	49,370							271	49,370
R6.12月合	347	49,190							347	49,190
R7.1月合計	20	24,520							20	24,520
R7.2月合計	17	26,980							17	26,980
R7.3月合計	11	10,440							11	10,440
R7.4月合計	23	19,370							23	19,370
R7.5月合計	28	27,310							28	27,310
R7.6月合計	34	59,460							34	59,460
合計	23,003	4,976,860	803	3,655,880	47	41,950	48	65,760	23,901	8,740,450

84.9%

7,422,960

13.9%

1,211,350

1.2%

106,140

※R6.1.4～R6.5.31まで受付にて「災害ごみである」旨を申し出ること、無料で受け入れ

※R6.6.1～R6.12.31まで受付にて「災害ごみである」旨を証明書の提示をもって、無料で受け入れ

※R7.1.1～廃棄物対策課へ手数料減免の申請(公費解体申請者向け)をもって、無料で受け入れ

(2) 石川県 珠州市・輪島市 環境部職員派遣

期 間 : 令和6年4月1日～4月30日 (30日間)

派遣職員 : 清掃事務所職員 延べ24人派遣 (1班2人×6班)

派遣車両 : ごみ収集車2台

業務内容 : 避難所ごみの回収から焼却施設までの運搬

6. 環境部の対応状況 被災した家屋等の解体・撤去（公費解体）

【公費解体の概要】

R6.01.11閣議決定 激甚災害指定

令和6年能登半島地震により被災した家屋等について、生活環境保全上の支障除去及び二次災害の防止を図るため、所有者の申請に基づき、新潟市が所有者に代わって解体・撤去を行う特例制度。（費用償還制度含む）

環境省「公費解体・撤去マニュアル」第5版 令和6年6月 参考

対象の被災家屋等

罹災証明書(住宅)または被災証明書(中小事業者、農業者等の所有する家屋)で
「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」と判定された家屋等
(住宅、賃貸マンション・アパート、分譲マンション、事務所、店舗、農舎など)

申請者 被災家屋等を所有する者（個人、中小企業者、農業者など）

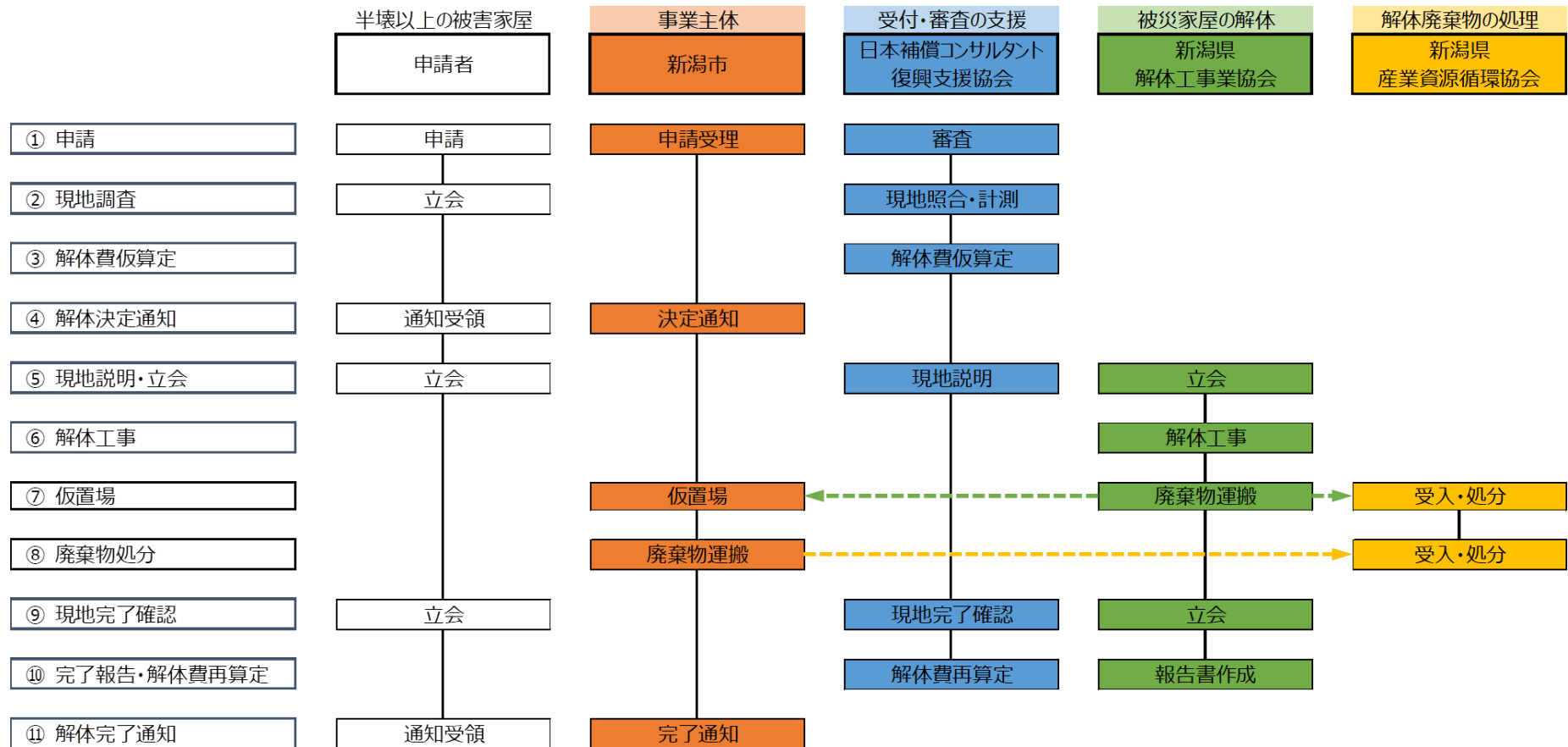
受付期間 令和6年2月26日～12月27日（※7月31日から延長）

公費解体申請の内訳(R07.07.31現在)

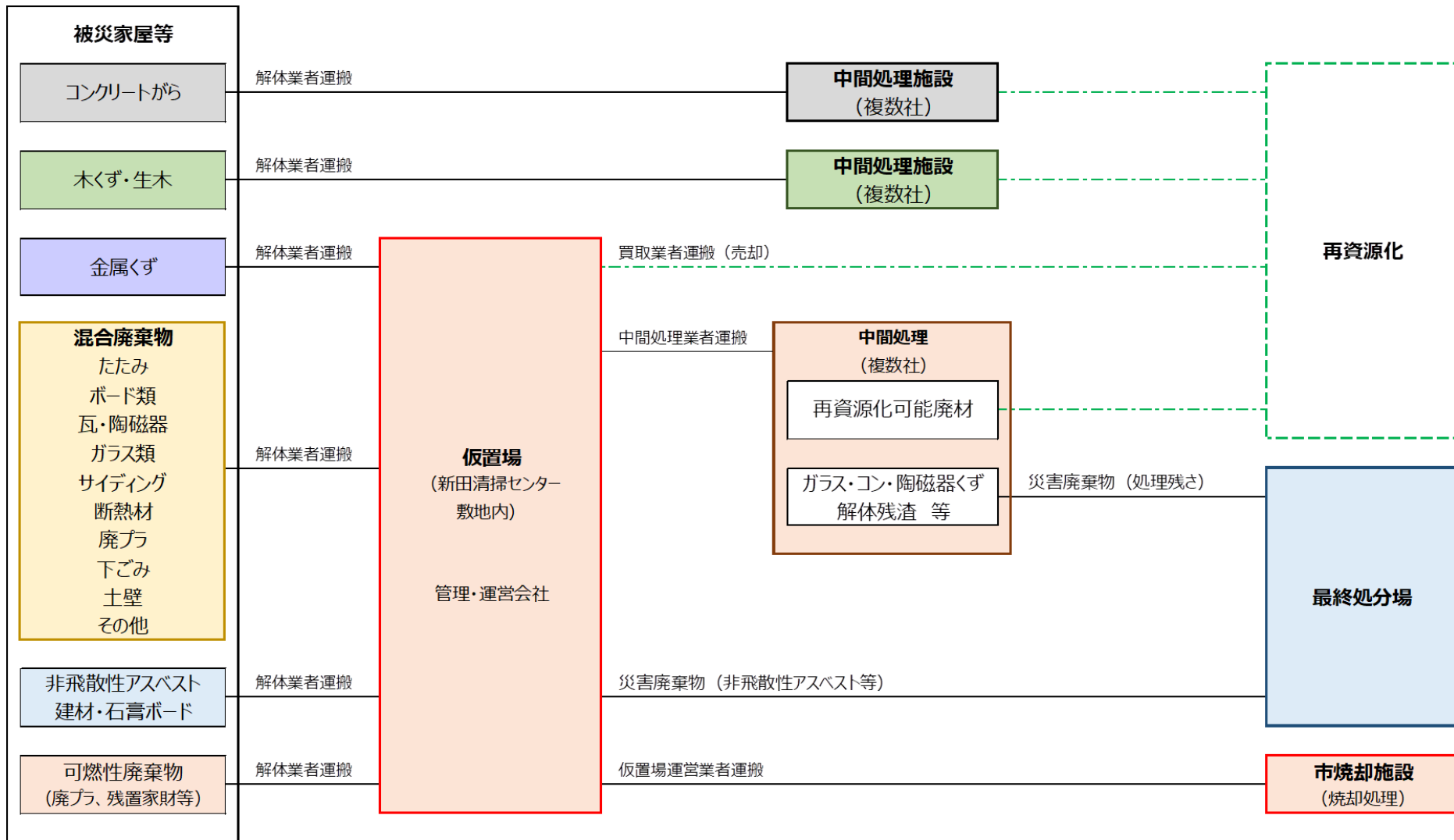
単位: 件

	住家	非住家					合計
		農業者施設	中小企業者施設	その他施設	その他	非住家計	
全壊	55	34	5	0	5	44	99
半壊	867	34	31	1	14	80	947
合計	922	68	36	1	19	124	1046

6-2 公費解体事業の流れ



6-3 公費解体事業・廃棄物処理の流れ



6-4 公費解体事業・廃棄物処理実績

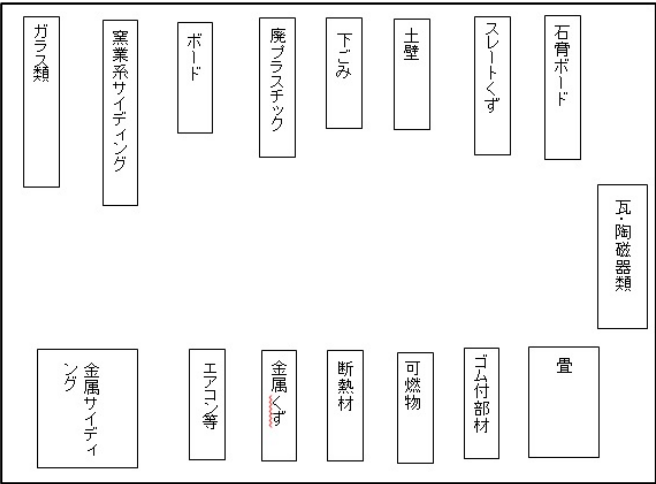
新潟市公費解体廃棄物仮置場搬入管理表 令和7年6月 ※ 6月着手6月末完了分もカウント発生量

搬入分類																					
日付		金属くず (有価物)	たたみ	ボード類	瓦・陶磁器等	ガラス類	金属サイディング	窯業系サイディング	断熱材	廃ブラ	下ごみ	土壁	石膏ボード (非飛散性)	スレートくず (非飛散性)	可燃物	不燃物	家電類	太陽光発電パネル	蛍光灯・電池	安定器	PCB含有製品
単位		kg	枚	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	Kg	Kg	Kg	Kg	台	枚	Kg	台	台
R06	6	16,480	553	156	127.2	31	4.5	77.5	90	116.5	5	66	16,050	3,310	7,430	640	0	0	45.2	19	1
	7	41,030	1,271	311	322.0	59	78	121	110	218	42	95	61,100	6,280	15,350	0	33	15	46.7	20	0
	8	38,260	1,174	251	299.0	57	51	85	105	181	73	155	13,740	6,250	6,650	520	22	0	95.1	41	0
	9	29,010	871	294	265.0	49.2	84	118	119	190	72	141	19,990	13,760	9,730	0	15	35	69.5	29	0
	10	43,060	1,193	387	306.0	43	47	132	130	231	123	201	13,510	26,640	9,810	0	18	0	93.0	42	1
	11	45,550	1,060	399	150.0	69	51	193	148	222	139	99	32,160	18,800	9,760	860	1	0	86.7	89	0
R07	12	47,620	1,183	317	263.0	71	67	101	130	227	156	90	46,840	13,820	11,280	0	5	0	63.3	16	0
	1	49,400	1,363	455	332.0	80	73	168	153	213	161	224	39,690	12,620	16,480	630	0	0	125.1	90	0
	2	65,850	1,385	537	204.0	98	32	220	221	330	258	142	25,370	58,740	20,380	0	20	0	117.4	103	0
	3	107,310	1,589	628	413.0	114	73	214	242	464	544	212	59,150	52,810	18,930	0	42	0	137.3	91	0
	4	108,140	1,366	652	357.0	100	122	198	198	374	285	96	50,060	54,550	17,420	720	43	0	173.4	101	0
	5	59,710	1,685	605	409.0	102	50	251	273	357	316	195	31,450	59,490	17,020	1,350	23	0	208.6	77	0
計	6	110,380	2,697	766	569.0	137	111	189	341	491	463	374	55,220	104,270	23,440	1,190	34	53	270.2	72	0
		761,800	17,390	5,758	4,016	1,010	844	2,068	2,260	3,615	2,637	2,090	464,330	431,340	183,680	5,910	256	103	1,532	790	2

公費解体に伴う災害廃棄物の処理実績

	件数	木くず・生木 (3処理業者) 処理量(t)	コンクリートがら (6処理業者) 処理量(t)
令和6年 4月			
5月		2.44	
6月	9	254.12	563.51
7月	33	513.56	1,627.64
8月	34	510.55	1,606.40
9月	40	530.75	1,787.95
10月	33	596.79	1,657.82
11月	48	621.10	2,524.63
12月	43	621.94	2,078.50
令和7年 1月	46	779.53	2,214.01
2月	64	849.13	2,588.47
3月	76	1,004.80	3,985.86
4月	61	850.05	2,857.58
5月	64	836.88	2,723.97
6月	79	1,408.41	4,003.58
合計	630	9,380.05	30,219.92
1件あたり処理量		14.89	47.97

新田清掃センター敷地内に設置した仮置場 約2,800m²



公費解体廃棄物処理に係る課題

	大分類	中分類	課題内容
1	公費解体廃棄物処理	コンクリートがら	コンクリートと石の結合はそれぞれ分けてもらう必要あり。手間と費用面課題。
2		コンクリートがら	アスファルトがらはコンクリートがらと混載不可。アスファルトのみで搬入が必要。
3		コンクリートがら	風呂のタイル等の陶器類が付着しているコンがらはコンがら処理業者で受け入れ不可
4		木くず	木くずと生木をそれぞれ計量する必要あり。
5		木くず	障子戸に紙が少しでも付着していると木くずとして搬入(リサイクル)できない。
6		混合廃棄物	分別区分を詳細に設定のため、異物混入多々あり。分別ルールの把握が必要。
7		混合廃棄物	フレコン詰めが必要ないものは直接処理施設へ搬入する方が有効(飛散物は屋内保管必要のためスペース確保困難)。
8		混合廃棄物	残置家財で、スプリングマットレスや羽毛布団など仮置場で手解体が必要なものあり。搬入禁止とした。
9		石綿含有建材	アスベストの最終処分はその最終処分場により入れられるものが異なるため、事前に協議が必要。
10		石綿含有建材	アスベストの種類により撤去方法、荷姿、搬入先が異なるので、事前にルールを決めておくことが必要。
11		石綿含有建材	廃石綿は基本的には特別管理産業廃棄物であるが、公費解体では一般廃棄物として扱う。廃石綿は一般廃棄物として処理することは想定されておらず、取り扱いが決まっていないため、特別管理産業廃棄物に則った処分方法とした。
12		金属くず	金属くずは嵩張るうえ飛散の可能性が高いため、回収頻度を上げる必要あり。買取業者の協力必須。
13		赤塚処分地最終処分	石の搬入が想定を超えて発生。基礎石など通常の解体工事処分ルートを検討する必要があった。次の課題。
14		第一種特定製品	業務用冷蔵庫、エアコンといった第一種特定製品(フロンの事前回収が必要な製品)が排出される。フロンの事前回収を行い、回収証明書の写しを添付したうえでの搬入を必須とした。
15		残置家財等	やむを得ず発生する残置家財等について、市の処理ルートで処理できないものが排出される可能性がある。搬入禁止物を示し、搬入の判断に迷うもの、フロンの回収証明書写しの添付が必要なものは搬入前の事前協議を必須とした。
16		搬入先の検討	コンがら・木くずについて、解体現場から近い施設に集中する傾向があるため、複数の処理業者と契約する場合は、搬入先を均一化するような対策が必要。
17		廃棄物の処理後	災害時には災害廃棄物が多量に発生し、その処理が必要になるが、処理後の2次製品の受取先も確保できるように、土木部局や環境省等に要望が必要。
18		仮置場の確保	今回は交通網が問題なく、新田清掃センターの空き地に仮置場を確保することができたが、新田清掃センターへの道路が封鎖されていた場合、別の仮置場候補地の検討が必要であるが、具体的な候補地は検討できていない。
19		manifestの管理	解体協からmanifestが足りない相談があった。確認すると解体協には必要枚数を全て渡しており、各会員が多めにmanifestを確保しているため、足りなくなっているとのことだった。余分を回収し配布するよう依頼。
20		処理困難物の処理	PCB、太陽光パネル、ピアノ、タイヤ、消火器などの処理困難物は処理ルートについて検討が必要。
21		分別区分の確立	当初考えた分別区分からその分別区分にない廃棄物が発生した場合の検討に時間を費やすことが多々あった。
23		設置・撤去	アスファルト舗装された建設用地に鉄板敷設とした妥当性及び必要敷地面積の考え方。
24		改修	隣のアクアパークが改修工事中であり利用者がいなかったため、当初はアクアパーク側に防護柵を設けていなかったが、アクアパークの開業に合わせ、廃棄物の飛散防止として、防護柵を設置した。
25		管理運営	ゴールデンウィーク等、隣接する新田清掃センターの自己搬入が混むときは、公道まで渋滞することがないように、仮置場の外周を使用して車を並ばせることになったため、一般車両と工事車両の取り合いや、仮置場の営業スケジュール等を検討し、なるべく影響がないように対処した。

7. 公費解体事業の遅れとその対策

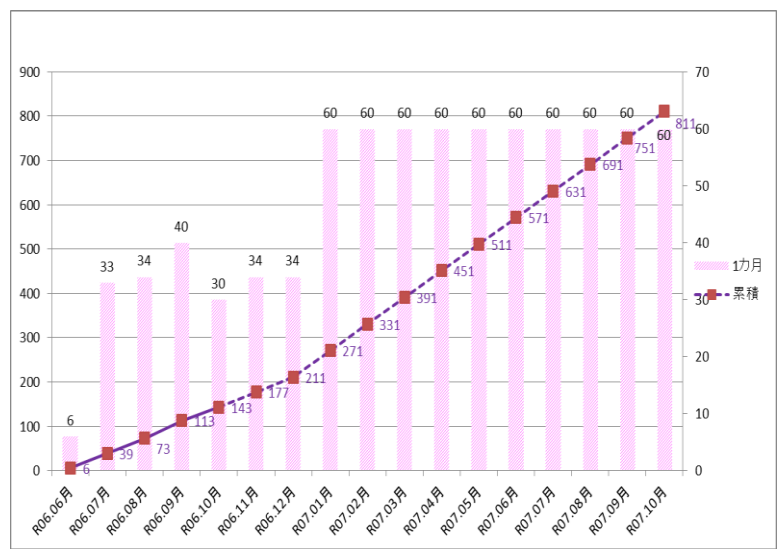
令和6年12月頃の状況

- 住宅密集地で、被害家屋が点在しており、隣地への配慮が必要な案件が多く、想定より工事期間が長くなっている。
- 想定を超える申請に対して、解体事業者・解体チーム数が不足。
- 民間の解体工事もあり、公費解体専属で従事することが難しい。
- 遠方から来る解体事業者への配慮が必要。
- 半壊の割合が高いことから、半壊家屋の解体か修繕かの検討に時間を要した市民や、まだ住んでいる方もおり、引越しや片付作業に時間を要している市民が一定数存在。
(予定どおりの解体着手ができない。)

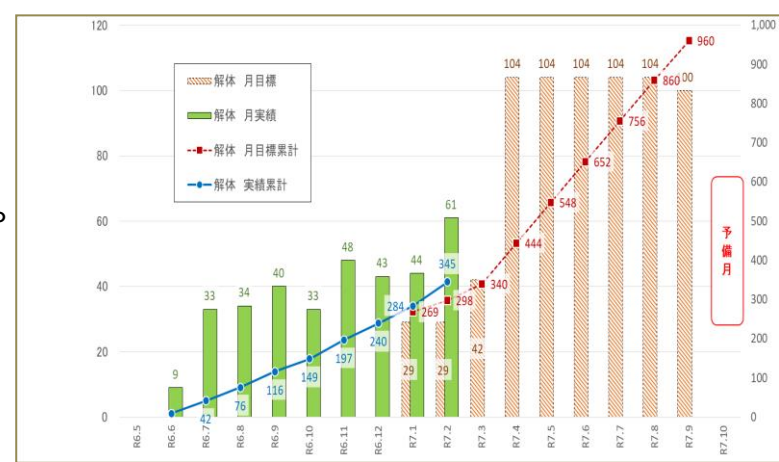
対 策

- R7.10月の解体目標達成のためには月90件以上の解体が必要。解体工事業協会に、新潟県全体での対応を要請。
(中越・上越業者の追加、下越地区の下請け追加)
- 解体加速化に係る解体事業者の負担について支援。
 - 宿泊費及び交通費を支給。
 - 増える解体チーム数の差配・調整に必要な専門調整員の費用を支給
- 計画的に解体に着手するため、申請者の準備状況を事前に確認する。
- 課題に対処するため国・県を含めた関係者による連絡調整会議を定期的開催。

R6年12月頃の想定 <1月から加速化>



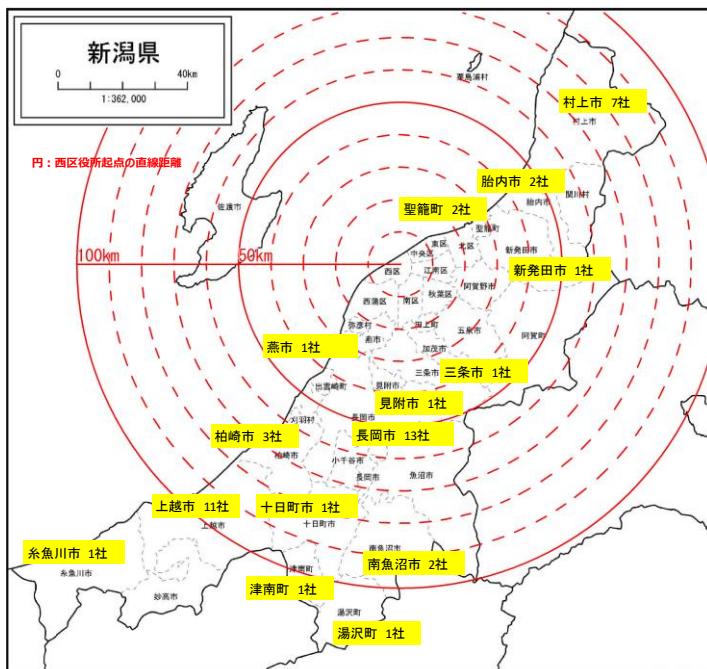
R7年3月頃の想定 <4月から加速化>



(1) 新潟県解体工事業協会 全県体制要望

新潟県解体工事業協会(全70社) 事業所所在分図 (新潟市15社を除く55社)

R06.12.24 新潟市 環境部 循環社会推進課



【公費解体体制】

現在 31社
協会 下越支部 24社
下関応援 7社

応援予定 12社
協会 中越支部 8社
上越支部 4社
※さらに拡大

(3) 公費解体事業連絡調整会議

<目的>

- 公費解体事業について、関係者間の情報共有および連携の場として設置し、円滑な事業実施を推進する。

<会議の構成>

- 環境省関東環境事務所、新潟県、補償コンサルタント、新潟県解体工事業協会、新潟県産業資源循環協会、仮置き場運営者、本市



(2) 交通費等の支援

新潟市公費解体に係る交通費（案）

解体1件あたりの交通費を、段階的な通勤距離に応じて設定し、1件解体終了時に解体費に含めて支払う。

対象: 通勤距離が片道50km以上で、作業者をまとめて搬送する1台分の費用を対象とする(案)

A: 燃費	7 km/L	4tトラック1台分
B: 燃料単価	157.3 円/L(軽油・税込) R6.12月単価	
C: 解体日数	20 日/件	平均23日 - 3日(日曜)

距離: 被災地代表地点(西区役所)との各社所在地の距離とした。

被災地代表地点 西区役所 新潟市西区3丁目14-41

高速道路料金: (固定額150円/回 + (1km料金24.6円/km × 走行距離km × 車種間比率(中型車1.2) × 長距離通減率)) × 消費税 NEXCO東日本より
長距離通減率: 100kmを超えて200kmまでの部分について25%割引、200kmを超える部分について30%割引。

100km以内の場合	1.0
100～200kmの場合	$(100\text{km} \times 1.0 + (\text{距離}-100\text{km}) \times (1-0.25)) / \text{距離}$
200kmを超える場合	$(100\text{km} \times 1.0 + 100\text{km} \times (1-0.25) + (\text{距離}-200\text{km}) \times (1-0.30)) / \text{距離}$

R6.12.18 新潟市循環社会推進課

申請一覽台帳

進捗管理表

電話がけ＜解体着手予定日の2週間前、1週間前にリマインド＞

- 18

8. 公費解体事業 申請・解体状況

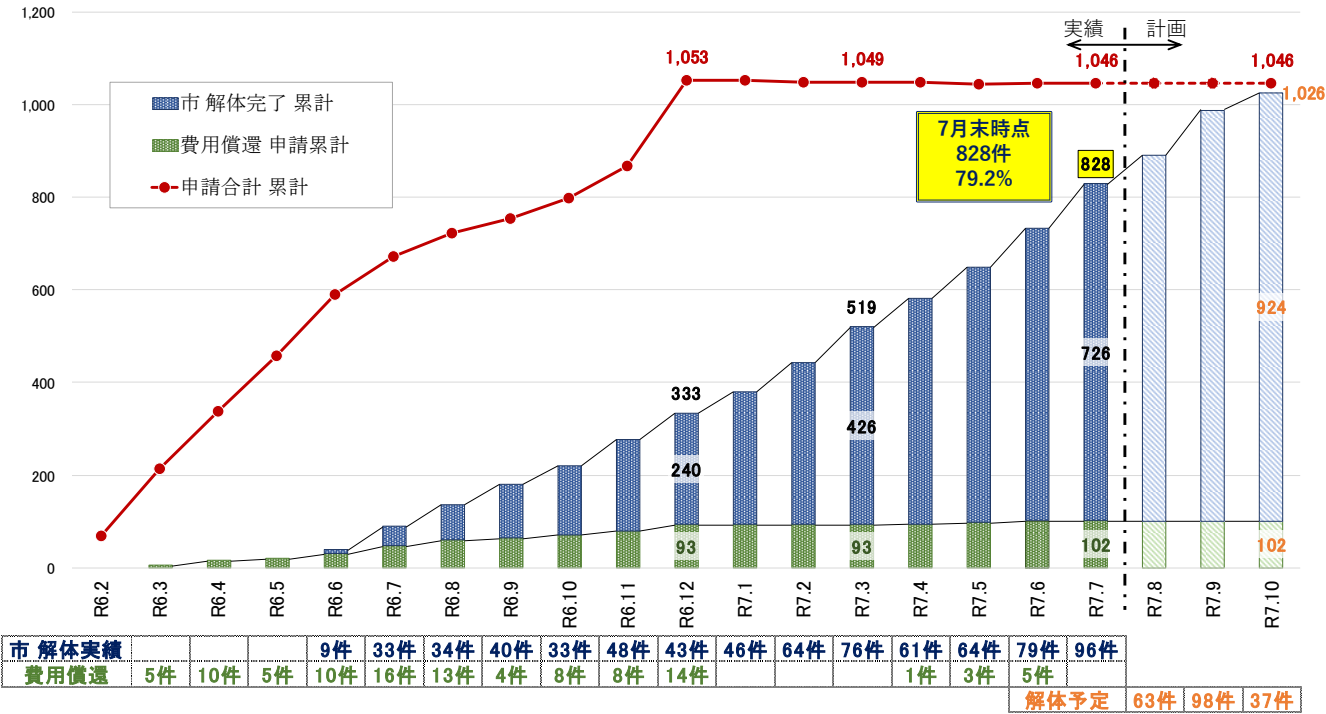
全壊
半壊

1. 進捗状況〔R7.7月末時点〕

(R6.12.27受付終了)

○ 申請件数	1,046件	100.0%
公費解体	944件	
費用償還	102件	
○ 解体計画済 ※1	1,026件	98.1%
解体着手済	890件	85.1%
現在工事中	62件	5.9%
解体完了	828件	79.2%
市 解体完了分	726件	69.4%
費用償還	102件	9.8%
解体未着手	136件	13.0%
○ 解体計画未定 ※2	20件	1.9%

※1 解体の計画がある案件
※2 解体が未定案件の課題の内容
転居先未定、転居先建設中、ほか



2. 現状について

- ・ 4月以降、月90件以上の解体を目指したが、申請者の準備が間に合わない案件等により未達成。
- ・ 5月から、環境部職員を申請毎に担当させ、申請者の準備状況を詳細に把握し必要に応じて解体準備に伴走。
- ・ あわせて、委託先である一般社団法人新潟県解体工事業協会から解体工程表の提出を受け、解体事業者との連携を密にしながら、割振り変更なども行い、6月以降は順調に推移し7月は過去最高の96件の解体を実施。

引き続き、10月までの解体完了に向け、計画的に進めていく。
なお、計画未定案件を含め、被災者の住まいの再建に向け、ささえあいセンターや関連部署と連携し、円滑に解体が進むよう取り組んでいく。

9. より大規模な災害に備えて

1964(昭和39)年6月16日午後1時2分 新潟地震 M7.5 新潟、相川、長岡 震度5

新潟市の被害状況 死者11人、重軽傷者125人、全壊(焼) 2,338世帯、半壊(焼)7,595世帯、床上浸水10,283世帯 新潟地震誌



新潟市撮影：昭和石油火災と津波浸水
出典 新潟地震の記録 新潟県
<災害清掃の開始>



新潟市撮影：県営住宅倒壊



新潟市撮影：魚市場周辺 木箱の散乱

- 新潟市の場合は、ごみ焼却施設やし尿処理施設に大きな被害を受けただけでなく、道路交通の渋滞などにより収集活動もまたきわめて困難であったので、いたるところがごみとし尿の町と化した。
- 6月17日、新潟市は県および県清掃事業協議会に対し応急汚物処理の支援を要請し、関係者の対策打合せ会が開かれた。県は直ちに各市町村の保有清掃車両台数を調査するとともに、それぞれ新潟市への支援準備態勢をとるよう指示した。翌18日、汚物処理施設の破壊に伴う臨時応急処分地として、有明、五十嵐浜等の砂丘地、小針新田、鳥屋野潟などの候補地を実地調査し、19日から、まず市の清掃直営車によって避難所を中心とする汚物収集を開始した。
- 20日には、各市町村および近隣都府県から応援の清掃支援車が続々と新潟市内へ集結し、ここに災害清掃の一大作戦が展開されることとなったが、当時新潟市内はまだ、万代橋と帝石橋の一方通行という道路交通状況であったので、車両の移動その他の行動はなかなか思うにまかせず、結局夜間作業を実施せざるを得なかった。

<ごみ処理>

- ごみの収集は、被災地の浸水解消地区からはじめられたが、その量は平常時の4～5倍にも及び、その上交通事情も悪かったため、能率は平常時の1/2にも及ばなかった。22日ころから、洪水地域の排水作業が進み、浸水解消地域が拡大するにつれて、収集すべきごみの量はにわかに増えた。ごみの種類もまた、使えなくなった畳や家具というようなものをまじえて、ふだんとは全く様子が追っていた。したがってこれらの収集、運搬は、もはや普通の作業方法では不可能に近かったので、災害派遣中の自衛隊に援助を求めた。23日夕刻には、西新潟地区に8日間よんでいた汚水もすっかり引き、自衛隊による主要道路の汚物清掃活動が徹夜で敢行された。『道路両側にうずたかく積まれた土砂、流失物に自動噴霧器の消毒をしたのち、バケットローダー、ブルドーザーがうなりを上げて突進、みるみるうちに山を突きくずしていく。トラックがピストン輸送。ドロと悪臭の中で1,600人の隊員が懸命に働き、町民も町がすっかりきれいになったと感謝していた。』

- ・その後、東新潟地区の道路上のごみも水が引くとすぐ自衛隊の徹夜作業により整理された。災害ごみ（排土、畳、家具類等）の搬出および整理は、自衛隊の緊急応援作業終了後も各家庭のごみ収集とあわせて行なわれ、6月30日には一応、週1回定時のごみ収集を開始できるまでにこぎつけた。7月6日から週2回収集のテストを始め、13日からは週2回の定時収集を実施することができた。8月17日からは週3回の定時収集を開始し、全く平常に復した。
- ・なお、この間家庭のごみ収集には、新潟国体を契機として、収集態勢を切り替え各家庭に配布されていたポリ袋が大いに役立った。災害後さらにこれを追加配布することによって、家庭ごみの衛生的管理をたすけた。
- ・緊急搬出されたごみは、当初寄居浜を中心とする西海岸一帯、下山海岸、平和町海岸および女池地区三平池などに投棄され、荒廃たる景況を現出したが、7月16日から8月1日までの間に、全地域を整理し覆土作業を完了した。その後、焼却場の被災による家庭ごみの埋め立て場として姥ヶ山処理場を新設し、7月20日から東新潟地区のごみ処理場として使用を開始した。また、西新潟地区では、従来から埋め立て場として使用されていた小針埋立場へ、焼却場の使用不能による家庭ごみの搬入などを行なった。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

第七章 被災者の援護を図るための措置

（罹災証明書の交付）

第九十条の二

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

解説 内閣府資料

住家以外の不動産被害や家財等の動産被害、被災住民の人的被害等については、法律上必ずしも証明事項とすることが求められないところですが、被災住民の利便の観点から、かねてより住家以外の被害についても罹災証明書の証明事項としてきた市町村において、引き続きそれらの事項を任意に罹災証明書の証明事項とすることについては何ら妨げられません。

この点については、条文上も「住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し…」と規定していますので、留意してください。

ご静聴ありがとうございました



新潟市撮影：新潟市燃やすごみ指定袋（20ℓ）ライスレジン 稲刈り

令和6年能登半島地震に際し、ご協力いただきました環境省さま、自治体の皆さま、関係事業者の皆さま、大変ありがとうございました。